

学校法人九州ルーテル学院モニター会議規程

(設置)

第1条 学校法人九州ルーテル学院（以下「学院」という。）に、モニター会議を置く。

(目的)

第2条 モニター会議は、学院及びその下に置かれる学校等（以下「学院・学校」という。）の諸活動に関し、各界各層の有識者から意見を聴取するとともに、学院・学校の代表者と意見交換を行い、得られた成果を今後の運営、教育研究等の改善に反映させることを目的とする。

(任務)

第3条 モニター会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学院・学校の運営に関する事項
- (2) 学院・学校の教育研究活動等に関する事項
- (3) その他

(組織)

第4条 モニター会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 外部有識者 若干人
 - (2) 院長
 - (3) 学長
 - (4) 中学・高校長
 - (5) 幼稚園長
 - (6) 保育園長
 - (7) 事務局長
 - (8) 法人事務局総務課長
- 2 前項第1号の委員は、学院に関し高い識見を有する者のうちから、院長が委嘱する。
- 3 第1項第1号の委員の委嘱期間は2年とし、再任を妨げない。

(議長)

第5条 モニター会議に議長を置き、院長をもって充てる。

(議事)

第6条 議長は、モニター会議を招集し、議事を進行する。

- 2 モニター会議は、第4条第1項第1号に掲げる委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は、必要がある場合は、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 モニター会議に関する事務は、法人事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、モニター会議の運営に関し必要な事項は、モニター会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(議決 No. 17-13)